

青翔開智高等学校

教務規定

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

第一章 総則

第 1 条 この規定は、青翔開智高等学校学則（以下、「学則」という）に基づき成績評価、履修、単位の修得、各学年の課程の修了及び卒業の認定等に関する事項を定めることを目的とする。

2 履修、単位の修得、各学年の課程の修了及び卒業の認定は、校長がこれを行う。

第二章 必履修教科・単位および総合的な学習の時間

第 2 条 必履修教科・科目および総合的な学習の時間の単位数は別表のとおりとする。

第三章 出席・欠席の取り扱い

第 3 条 学校に登校し、学校の管理下で計画し実施する教育活動に参加した場合、出席として取り扱う。

第 4 条 次の基準を満たし、所定の手続きを終了した場合のみ、公認欠席とする。

- (1) 入学試験など、進路決定に関する試験およびこれに準ずる場合
- (2) 学校が認めた学校外での活動に参加する場合
- (3) 交通機関の事故、天災等やむをえない理由で欠席した場合
- (4) 校長が出席しなくてもよいと認めた場合

2 公認欠席者は出席扱いとする。

第 5 条 忌引における期間は、次の通りとする。（休校日を含まない。）

- | | | | | | | | |
|---------------|---|-----|-----|-----|-----|---|-----|
| (1) 父 | 母 | → | 7 日 | | | | |
| (2) 兄 | 弟 | 姉 | 妹 | → | 5 日 | | |
| (3) 祖 | 父 | 母 | → | 3 日 | | | |
| (4) 従 | 兄 | 、 | 甥 | 、 | 姪 | → | 1 日 |
| (5) その他の血族、姻族 | → | 1 日 | | | | | |

第 6 条 次の場合は、校長が必要と認める期間を特別欠席とする。

- (1) 停学の場合

- (2) 学校保健安全法に基づく出席停止
- (3) 学校保健安全法により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合
- (4) 非常変災等、生徒もしくは保護者の責任に帰すことのできない事由で登校できず、校長が出席しなくともよいと認めた場合

2 前項における期間は、校長の定める日数とする。

第7条 授業日数から第5条および第6条に定める日数を差し引いた日数を「出席しなければならない日数」として取り扱う。

第8条 授業日に学校に登校せず、第4条1項に該当しない場合、欠席として取り扱う。

第9条 遅刻および早退は、次の通りとする。

「遅刻」…学校の定める始業時刻以降に登校しない場合

「早退」…学校の定める終業時刻以前に下校した場合

2 遅刻および早退は、3回で欠席1日とみなす。

第四章 単位の履修認定等

第10条 教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動の授業に45分間参加した場合を出席と取り扱う。

2 各授業開始後20分以内に授業に参加した場合を遅刻、授業終了前20分間に授業を退室した場合を早退として取り扱う。

3 授業中に退室し、再度参加した場合は、退室時間が20分を超えない場合に限り、早退として取り扱う。

第11条 授業の遅刻および早退は3回で1回の欠課とする。

第12条 履修の認定は授業への出席状況に基づいてこれを行うこととし、出席時数が当該科目の単位数に39を乗じた数字の3分の2以上である場合、当該科目・特別活動を履修し、あるいは総合的な学習の時間における学習活動を行ったものと認定する。但し、特別な事由があると校長が判断した者についてはこの限りではない。

第五章 成績評価・評定

第13条 学習の評価・評定は、学年末において、ペーパーテスト、実技テスト、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

第14条 各科目の評定は5段階で表す。5段階の表示は、「5」「4」「3」「2」「1」とする。

その表示は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、生徒の実態等に即して設定した当該教科・科目の目標や内容に照らして（学校設定教科に関する科目は当該教科・科目の目標や内容に照らして）、その達成状況を総合的に判断する。

- 2 評価の基準は、次の通りとする。
 - 「5」…十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの
 - 「4」…十分満足できると判断されるもの
 - 「3」…おおむね満足できると判断されるもの
 - 「2」…努力を要すると判断されるもの
 - 「1」…努力を要すると判断されるもののうち、特に程度の低いもの
- 3 評定は、それぞれの科目の目標や特性を勘案して、具体的な評価基準を設定して行う。なお、評価基準についてはシラバスを通じて生徒に明示する。

第15条 総合的な学習の時間に係る達成度の評価は、目標・内容等に基づいて設定した評価の観点を踏まえ、具体的な評価基準を設定して行う。

- 2 年度末にあつて単位の履修が認定されるにあたり、各生徒の取り組みについて文章で記述し評価する。

第六章 単位の修得の認定等

第16条 教科・科目の履修が認定され、評定が2以上の場合には、その各教科・科目の単位の修得を認定する。なお、評定が1のときは、単位の修得を認定しない。

- 2 総合的な学習の時間の履修が認定され、その学習活動の成果が総合的な学習の時間の目標に照らして満足できると認められた場合は、単位の修得を認定する。
- 3 単位の修得認定は年度末に行う。

第17条 校長は、次の要件を全て満たした生徒に対し、各学年の課程修了の認定を行う。

- (1) 第2条における「必履修教科・科目」および「総合的な学習の時間」のうち当該学年までに履修すべき各教科・科目および総合的な学習の時間について、履修が認定されていること。
- (2) 各学年における修得単位が次の基準を満たすこと。
 - 第1学年：30単位以上
 - 第2学年：30単位以上
 - 第3学年：15単位以上かつ第1、2学年と合わせて75単位以上
- (3) 出席日数が、原則として当該学年に係る出席しなければならない日数の3分の2以上であること。
但し特別な事由があると校長が判断した者についてはこの限りではない。
- (4) 特別活動の履修が認定され、その成果が特別活動の目標に照らして満足できると認められること。

第18条 第17条の要件を一つでも満たさない者は、原級留置とする。

- 2 原級留置者は再度、当該学年に係る全ての教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動を履修し、学習活動を再度行うものとする。

第19条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が校長の定めるところにより他の学校において一部の科目の履修を許可することができる。

- 2 当該他の学校の単位を修得したときは、当該他の学校における単位修得証明書に基づき、当該他の学校にお

いて修得した単位数を本校が認める単位数に加えることができる。

- 3 前項の規定に基づき加えることのできる単位数の合計数は、36を超えないものとする。

第20条 校長は、教育上有益と認めた場合に限り、生徒の外国の高等学校への留学を許可することができる。

- 2 外国の高等学校における履修証明書および成績証明書に基づき、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 留学中の期間は公認欠席とする。

第七章 卒業の認定

第21条 校長は、次の項目を満たしているものに対し、卒業を認定する。

- (1) 在籍期間の学費を完納していること。
 - (2) 3年間の在学期間があること(編入学および転入学の場合は、前在籍校との合計期間)。
 - (3) 各学年の課程を修了していること。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

別表（平成 29 年度入学生）

教 科	科目(単位数)
国 語	国語総合(4)
地 理 歴 史	世界史A(2)、世界史B(4)または日本史B(4)または地理B(4)
公 民	現代社会(2)
数 学	数学Ⅰ(2)
理 科	人間探究コース：化学基礎(2)、地学基礎(2)、生物基礎(4) 自然探究コース：化学基礎(2)、地学基礎(2)、 物理基礎(2)または生物基礎(2)
保 健 体 育	体育(7)、保健(2)
芸 術	音楽Ⅰ(2)または美術Ⅰ(2)または書道Ⅰ(2)
英 語	コミュニケーション英語Ⅰ(4)
家 庭	家庭基礎(2)
情 報	情報の科学(2)
総合的な学習の時間	探究基礎Ⅴ(2)、探究基礎Ⅵ(2)

別表（平成 30 年度以降入学生）

教 科	科目(単位数)
国 語	国語総合(4)
地 理 歴 史	世界史A(2)、世界史B(4)または日本史B(4)または地理B(4)
公 民	現代社会(2)
数 学	数学Ⅰ(2)
理 科	人間探究コース：化学基礎(2)、地学基礎(2)、生物基礎(4) 自然探究コース：化学基礎(2)、地学基礎(2)、 物理基礎(2)または生物基礎(2)
保 健 体 育	体育(7)、保健(2)
芸 術	音楽Ⅰ(2)または美術Ⅰ(2)または書道Ⅰ(2)
英 語	コミュニケーション英語Ⅰ(4)
家 庭	家庭基礎(2)
情 報	情報の科学(1)（標準単位2のうち1単位は探究基礎Ⅳ(2)において代替※）
総合的な学習の時間	探究基礎Ⅴ(2)、探究基礎Ⅵ(2)

※ 文部科学省スーパーサイエンスハイスクール指定における教育課程の特例による。

附 則

この規定は、平成26年4月1日以後において、本校に在学する生徒について適用する。

附 則

この規定は、平成27年7月1日に改定し、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日に改定し、平成29年4月1日より施行する。
平成29年4月1日以後において、本校に在籍する生徒について適用する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日に改定し、平成31年4月1日より施行する。